農地法第3条許可申請の手続きについて

1 趣旨

農地を取得するとき、農地に賃借権・使用貸借権等を設定しようとするときは、農地法第3条の規定により農業委員会等の許可を受けなければなりません。許可を受けずにこれらの行為を行っても無効となります。ただし、相続、時効取得、農事調停による場合等は、許可は不要です。

2 申請人

農地を譲り渡す人及び農地を譲り受ける人の連名で申請します。

3 許可権者

農業委員会です。

4 許可条件

農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が次のすべてに該当しなければなりません。

00	
1	権利取得後において耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること。 (全部効率利用要件)
2	農地の権利を取得しようとする者が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を具備 していること。 (農地所有適格法人要件)
3	農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が取得後において行う耕作に 必要な農作業に常時従事すること。 (常時従事要件)
4	農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が取得後において行う耕作が、 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の農地の利用に支障を及ぼさないこと。 (地域との調和要件) ※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作に従 事するその他の2親等内の親族をいいます。

5 受付締切日

毎月21日です。(休日の場合は、翌業務日)

6 審議日及び許可日

受付日の翌月の農業委員会総会(毎月10日頃開催)で審議されます。許可されると翌業務日の13時以降に許可書を交付します。

7 手続きの流れ

①相談受付⇒②状況調査⇒③申請書提出⇒④聴取⇒⑤審議⇒⑥許可

①相談受付	申請者が検討している申請内容について、農業委員会が相談を受付します。また、申請者は、状況調査に必要な[確認願い]の作成・提出をします。
②状況調査	譲受人(借人)の経営面積を算出するため、農業委員会が所有農地の状況調査を行います。この調査は約10日間かかります。 調査後、結果を申請者へ連絡します。
③申請書 提出	申請書及び添付書類を作成して、農業委員会へ提出します。
④聴取	農業委員会が必要と認めた場合は、農業委員が申請者に対して聴取を実施します。 (※新規耕作者の方の申請などが対象となります。)
⑤審議	提出された申請内容について、農業委員会総会にて審議します。
⑥許可	審議にて承認されれば、申請者へ許可書を交付します。

8 申請書

当事者が窓口に来庁する場合、認印及び本人確認できる免許証等をご持参ください。委任状による代理申請の場合は、委任を受けた者の印を押印してください。

9 添付書類

各 1 部			
1	申請地の登記簿謄本 (原本)		
2	付近見取図	※住宅地図等で作成、申請地を色付け	
3	申請地の現況写真	※申請地の全容が確認できるもの	
4	理由書(所定様式)		
5	誓約書(所定様式)		
6	許可指令交付申請書(所定様式)		
7	確認願い(所定様式)		
必要に応じて各1部			
8	委任状	※行政書士等が代理申請する場合	
		(行政書士証の写しを添付してください)	
9	当事者印鑑証明書 (原本)	※当事者が来庁しない場合	
1 0	登記申請書の写し	※直近で分筆・合筆があった場合	
1 1	譲渡人の住民票又は戸籍の附票	※現住所と登記簿記載の住所が違う場合	
1 2	使用貸借・賃貸借契約書の写し	※使用貸借・賃貸借の場合	
1 3	耕作計画書(所定様式)	※新規耕作の場合	
1 4	他市町村発行の耕作証明書	※他市町村に耕作農地がある場合	
1 5	その他農業委員会が必要と認めた書類	※状況に応じて公図など	

※公的機関から発行される書類は、申請日前3か月以内発行のものを添付してください。